

はじめに

熊本市は高度な都市機能と、清れつな地下水や「森の都」と呼ばれるほど豊かな緑、そして熊本城に代表される歴史文化など、恵まれた環境が調和した九州中央の拠点都市として発展してきました。

この恵まれた環境も、急激な都市化の進展と生活様式の多様化により、地下水の将来が懸念され、緑地も減少しつつあります。また、近年では地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題への対応が求められております。

熊本市におきましては、昨年、市民と行政に共通する新しいまちづくりの指針となる「まちづくり戦略計画」を策定しました。この計画の基本目標として「自然と調和した市民が主役の活気あるくまもとの実現」を掲げますとともに、この基本目標を達成するための重点ターゲットの1つに「良好な環境を未来へと引き継ぐまち」を掲げ、環境問題に積極的に取り組むことといたしております。

更に、このたび本市では市民の皆様との協働で「水と緑と心豊かな『森の都』熊本」を築くため、「熊本市緑の基本計画」を策定いたしました。この計画では基本方針として「自然とともに生きる森の都づくり」、「文化を培う森の都づくり」、「森の都を育む人づくり」を掲げ、それを実現するための施策と市民・事業者・行政の果たすべき役割を明確に示しております。

今後は、この計画に基づき自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化がいきづく都市づくりを市民の皆様との協働で進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたって格別のご尽力を賜りました熊本市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケートなどを通して貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民の皆様から感謝申し上げます。

平成 17 年 3 月

熊本市長 幸山 政史



都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全是、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日的发展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和 47 年 10 月 2 日

熊本市議会

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかねばなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成 7 年 9 月 25 日

熊本市

目 次

第 1 編 現況と課題

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 趣旨と背景…………… p. 1
2. 位置づけ…………… p. 2
3. 内容…………… p. 2
4. 期間…………… p. 2
5. 緑地の定義…………… p. 3

第 2 章 緑の役割

1. 良好な都市景観の形成…………… p. 4
2. 都市環境の維持・改善…………… p. 4
3. 都市の安全性の確保…………… p. 5
4. 地下水のかん養や河川流量の安定化…………… p. 5
5. 健康づくり・レクリエーション空間の提供…………… p. 6
6. 精神的充足…………… p. 6

第 3 章 熊本市の緑の特性とまちづくり

1. 緑の特性…………… p. 7
2. 植生…………… p. 8
3. 市街地の変遷…………… p. 11
4. 緑のまちづくり…………… p. 12

第 4 章 熊本市の緑の現状と課題

1. 緑被の現状…………… p. 14
2. 緑の現状と課題…………… p. 20
3. 市民意識…………… p. 46
4. 課題の整理…………… p. 50

第2編 基本計画

第1章 基本理念・基本方針

- 1. 基本理念・計画テーマ…………… p. 53
- 2. 緑の将来像…………… p. 54
- 3. 基本方針…………… p. 55
- 4. 緑の骨格…………… p. 61

第2章 目標

- 1. 緑地目標…………… p. 62
- 2. 行動目標…………… p. 62

第3章 計画推進のための施策

- 1. 施策の体系…………… p. 64
- 2. 施策の内容…………… p. 65

第4章 緑化重点地区

- 1. 選定方針…………… p. 109
- 2. 地区の選定…………… p. 109

第5章 地区別配置方針

- 1. 中央地区…………… p. 114
- 2. 東部地区…………… p. 116
- 3. 西部地区…………… p. 118
- 4. 南部地区…………… p. 120
- 5. 北部地区…………… p. 122

資料編

- [用語解説]…………… p. 124
- [計画の検討組織等について]…………… p. 128